

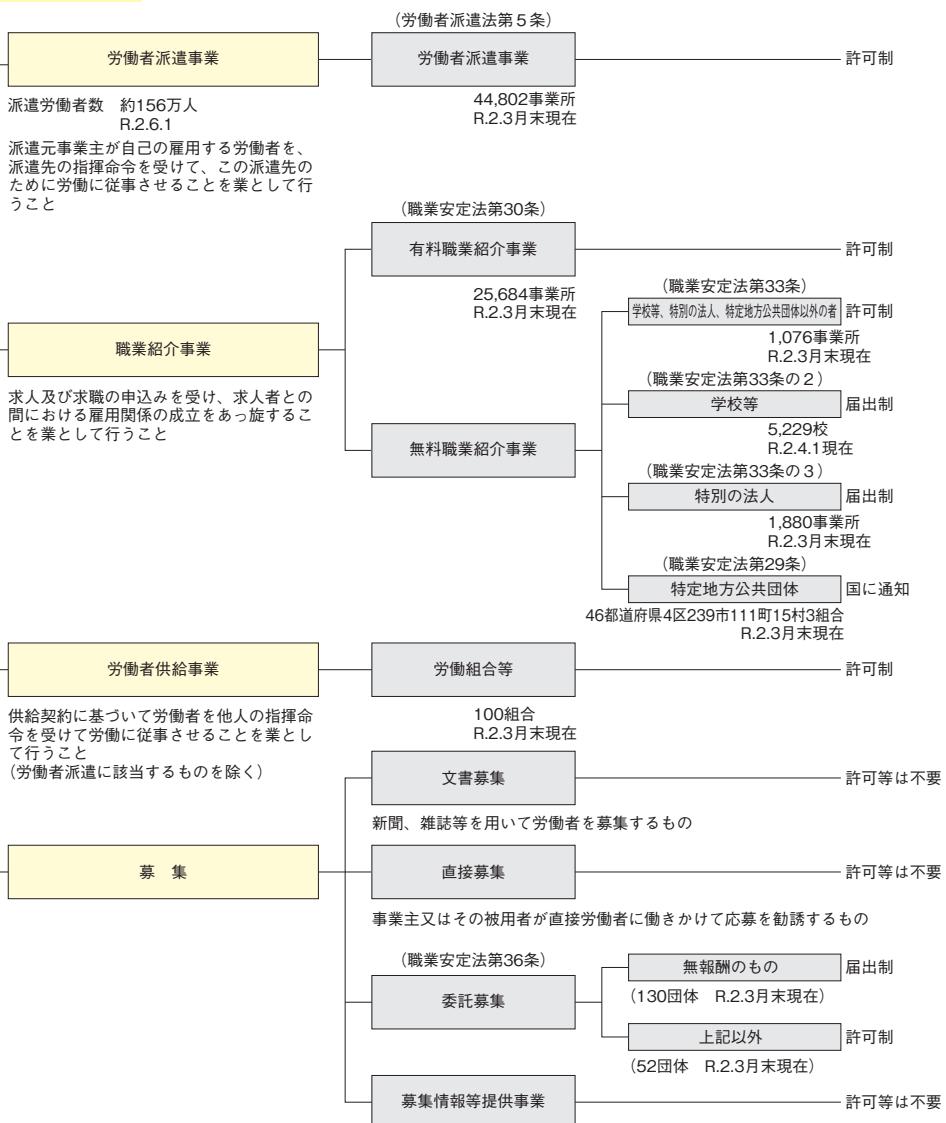
⑤

雇用対策

民間等の労働力需給調整事業

概 要

労働力需給調整システムの体系



⑤

雇用対策

若年者等雇用者対策

概要

令和3年度における主な若年者等雇用対策関連

1 若者雇用促進法に基づく取組の着実な実施

- 若者雇用促進法（「青少年の雇用の促進等に関する法律」（昭和45年法律第98号））に基づき、①新卒者の募集を行う企業による職場情報の提供の仕組み、②若者の雇用管理が優良な中小企業についての認定制度（ユースエール認定制度）等を実施する。

2 新卒者等の就職支援

- 全都道府県にワンストップで新卒予定者及び卒業後おむね3年以内の者を支援する「新卒応援ハローワーク」を設置し、学校等との連携の下、「就職支援ナビゲーター」によるきめ細かな支援を実施している。
- 若年者雇用促進法に基づく指針を通じて、既卒3年以内の者を新卒扱いとすることの周知徹底等により、卒業後も「就職をあきらめさせない」継続的な支援、就職採用を支援する。

3 フリーターの正社員化の推進

- (1) わかるものハローワーク等におけるフリーターの支援
 - 通常の就業相談・職業紹介、求人開拓等に加え、担当者制によるきめ細かな個別支援、模擬面接、履歴書・職務経歴書の作成指導、継続的な求人情報の提供、来所が途絶えた際の来所勧奨等を実施
- (2) トライアル雇用助成金の活用による就職支援
 - ハローワークや職業紹介事業者等の紹介により、企業における3ヶ月の試行雇用を行う「トライアル雇用」（1人当たり月額最大4万円、最長3ヶ月）の活用により、常用雇用への移行を促進する。

4 ニート等の職業的自立支援の推進

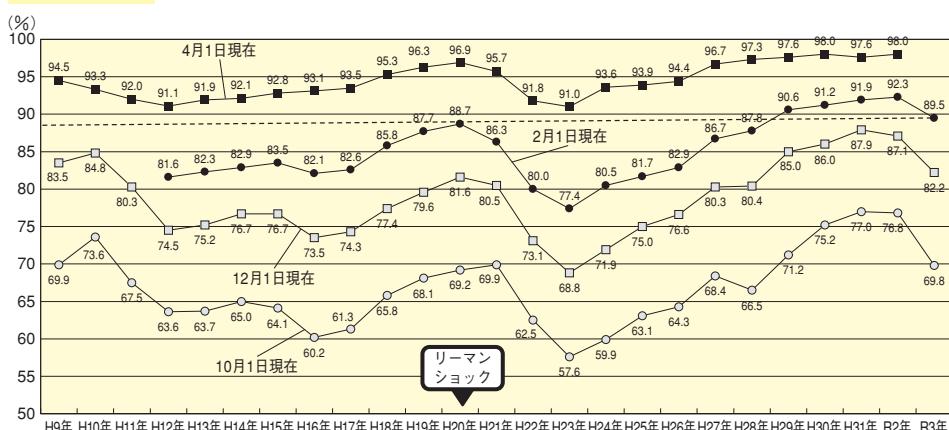
- 「地域若者サポートステーション」を全国に設置し地方公共団体と協働し、ニート等の職業的自立に向けての専門的相談等を行う。

5 就職氷河期世代の活躍促進に向けた取組

- 就職氷河期に就職時期を迎え、現在不本意ながら非正規雇用で働いている方や求職中の方に対して、ハローワークの就職氷河期世代専門窓口でのきめ細かな就職相談・定着支援、業界団体等による短期間での資格取得・正社員就職の支援及び就職氷河期世代の採用や正社員化を後押しするための事業主に対する助成措置等を実施。
- 長期にわたり無業の状態にある方に対して、地域若者サポートステーションにおいて職業的自立に向けた専門的相談等の支援を実施。
- 地域レベルのプラットフォームを設置し、地域における就職氷河期世代の活躍促進の社会的気運を醸成するとともに、各種支援の積極的な広報を実施。

詳細データ

新規大学卒業（予定）者の就職（内定）率



資料出所：「大学等卒業予定者の就職内定状況調査」（厚生労働省・文部科学省）

（注）就職（内定）率とは、就職希望者に占める就職（内定）者の割合。（各年3月卒）

高年齢者雇用就業対策

概要

高年齢者雇用就業対策の体系

5

雇用対策

①高年齢者雇用確保措置の実施義務（65歳までの雇用機会の確保）

- 高年齢者雇用安定法に基づき、希望者全員の65歳までの雇用確保措置についてハローワーク等で指導等を実施。

②高年齢者就業確保措置の実施の努力義務（70歳までの就業機会の確保）

- 高年齢者雇用安定法に基づき、70歳までの就業確保措置についてハローワーク等で啓発指導等を実施。

③高年齢者（65歳以上の者を含む。）の再就職支援の充実・強化

- 高年齢者が年齢にかかわりなく安心して再就職支援を受けることができるよう、全国の主要なハローワークで職業生活の再設計に関する支援や就労支援チームによる就労支援を行うとともに、就職に結びつく技能講習を実施するなど、再就職支援を充実・強化する。

- ・ 生涯現役支援窓口事業の実施

(全国の主要なハローワークに特に65歳以上の求職者支援に取り組む生涯現役支援窓口を設置し、職業生活の再設計に向けた支援や就労支援チームによる就労支援等を実施)

- ・ 特定求職者雇用開発助成金の支給

(高年齢者等の雇入れを行う事業主に対する助成を実施)

④「生涯現役社会」の実現に向けた高年齢者の就労促進（65歳以降の就労機会の確保に向けた取組）

【企業支援】年齢にかかわりなく意欲と能力に応じて働くことができる「生涯現役社会」の実現に向けた高年齢者の就労促進

- 年齢にかかわりなく働くことができる企業の普及に向けた支援を充実し、生涯現役社会の実現に向けた社会的な機運の醸成を図る。

- ・ 65歳超雇用推進助成金の支給

(65歳を超えた定年延長や継続雇用制度の導入等、高年齢者の雇用管理制度の整備等や高年齢の有期契約労働者の無期雇用への転換を行う事業主を支援するための助成を実施)

- ・ 年齢にかかわりなく働ける職場づくりの実現のための事業主に対する相談、援助

(高齢・障害・求職者雇用支援機構の65歳超雇用推進プランナー等が生涯現役社会の実現に向けた事業主支援を重点的に実施)

- ・ 中途採用等支援助成金（生涯現役起業支援コース）の支給

(中高年齢者等が起業する際に必要となる募集・採用や教育訓練の経費の一部を助成する制度を実施)

- ・ 高年齢退職予定者キャリア人材バンク事業の実施

(高年齢退職予定者のキャリア等の情報を登録し、その能力の活用を希望する事業者に対してこれを紹介する)

【地域高年齢者支援】高年齢者が地域で働く場や社会を支える活動ができる場の拡大

- 高年齢者が社会の支え手として活躍する生涯現役社会の実現に向けて、シルバー人材センターの活用等により、高年齢者の多様な就業ニーズに応じた就業機会を確保する。

- ・ シルバー人材センターの機能強化

(シルバー人材センターを活用する高齢者が人手不足の悩みを抱える企業を一層強力に支えるため、会員拡大等による企業とのマッチング機能等を強化する。)

- ・ 生涯現役促進地域連携事業の推進

(地方公共団体を中心に構成される協議会からの提案に基づき、地域の高齢者の就業促進に結びつく事業を実施)

障害者雇用対策

概要

障害者に対する就労支援の推進～障害者雇用関係施策の概要～

I 中小企業をはじめとした障害者の雇入れ支援等の強化

1 ハローワークにおける「チーム支援」等の実施による支援の充実・強化

(1) 障害者雇用ゼロ企業等に対する「企業向けチーム支援」の実施

令和3年3月1日に引上げられた障害者雇用率を踏まえ、特に、障害者の雇用経験や雇用ノウハウが不足している障害者雇用ゼロ企業等を中心とする法定雇用率未達成企業に対して、企業ごとのニーズに合わせた支援計画を作成し、求人ニーズに適合した求職者の開拓等の準備段階から採用後の定着支援まで一貫した「企業向けチーム支援」を実施し、企業の障害者雇用を支援する。

(2) 「障害者向けチーム支援」の実施等によるハローワークのマッチング機能の強化

ハローワークが中心となり、地域の関係機関等と連携して、就職から職場定着まで一貫した支援を行う「障害者向けチーム支援」を実施し、障害者の就職支援をする。

また、就職準備性を高めることが必要な障害者を対象に、一般雇用に向けた心構え・必要なノウハウ等に関する「就職ガイダンス」や、管理選考・就職面接会を積極的に実施する。

(3) 雇用分野における「農福連携」の推進

農業事業者等に対して、ハローワークによる積極的な求人開拓や障害者雇用に係るノウハウ提供の強化等のアウトリーチ型支援を展開するとともに、農業分野への就職を希望する障害者に対して就職から職場定着まで一貫した支援を実施する。

(4) 福祉、教育、医療から雇用への移行推進事業の実施

福祉、教育、医療から雇用への移行を推進するため、福祉施設、特別支援学校、医療機関等の地域の関係機関や事業主団体・企業と連携しつつ、職場実習を総合的かつ効果的に実施する。特に、中小企業における職場実習の推進を図る。

また、就労支援セミナー・事業所見学会等の機会の充実、ハローワークが中心となった企業と福祉分野の連携促進事業の推進等を図る。

(5) 障害者トライアル雇用事業の実施

ハローワーク等の紹介により障害者を試行雇用（原則3か月。精神障害者については最大12か月。）する事業主に対して助成し、障害者の雇用の促進と安定を図る。

2 安心して安定的に働き続けることができる環境の整備

(1) 障害者就業・生活支援センターの機能強化

障害者の身近な地域において就業面と生活面の具体的な相談・支援を行う「障害者就業・生活支援センター」において、引き続き、リモート面談等に必要なボータブル機器やWi-Fi環境の導入等設備面の整備を行うほか、地域の支援機関等に対して蓄積したノウハウの提供等を通じて就業支援の推進を図る。

(2) 障害者の正社員化等に取り組む事業主への支援の充実

就業規則又は労働協約等に規定した制度に基づき、有期雇用労働者等である障害者を正規雇用・無期雇用に転換した場合に助成する。

(3) 障害者差別の禁止及び合理的配慮の提供に係る相談支援等

障害者雇用に関する専門窓口を設置し、障害者差別の禁止及び合理的配慮の提供について、個々の企業の実情に応じた対応への相談支援を行うとともに、障害者雇用に課題を持つ事業主に対する講習会等を開催する。

II 精神障害者、発達障害者、難病患者等の多様な障害特性に対応した就労支援の強化

1 精神障害者等に対する就労支援の充実

(1) ハローワークにおける精神障害者への専門的支援の推進

精神障害者の安定した雇用を実現するための職場定着支援の観点から、ハローワークに、精神保健福祉士等の資格を有する「精神障害者雇用トータルサポート」を配置し、精神障害者に対するカウンセリング、企業に対する精神障害者等の雇用に係る課題解決のための相談援助等の支援を行う。

(2) 精神・発達障害者しごとサポートの養成

企業内の一般労働者を対象として、精神・発達障害者を温かく見守り、支援する応援者となる「精神・発達障害者しごとサポート」を養成していくことで、就労の場面で、精神・発達障害者がより活躍しやすい環境づくりを推進する。

2 職業能力開発校（一般校）における精神障害者等の受入体制の整備

精神障害者等の受入体制を整備するため、職業能力開発校において精神保健福祉士等を配置するとともに、精神障害者等の受入れに係るノウハウ普及・対応力強化に取り組む。

3 発達障害者、難病患者に対する就労支援

(1) 発達障害者雇用トータルサポートによる就職準備段階から職場定着までの一貫した専門的支援の実施

ハローワークに、発達障害者の就労支援等の十分な経験を有する「発達障害者雇用トータルサポート」を配置し、発達障害者支援センター等との積極的な連携を図りつつ、発達障害者に対するカウンセリングや就職に向けた準備プログラム、企業や支援担当者に対する発達障害者の雇用や定着に必要なノウハウの提供等を推進する。

(2) 発達障害等のある学生等に対する専門的な就職支援の実施

大学等における発達障害者等の増加を踏まえ、就職活動に際して専門的な支援が必要な学生等に対して、大学等と連携して支援対象者の早期把握を図るとともに、就職準備から就職・職場定着までの一貫した支援を行なう。

(3) 難病相談支援センターとの連携した難病患者への就労支援の実施

ハローワークに「難病患者就職サポート」を配置し、難病相談支援センター等と連携して、就職を希望する難病患者に対して、その症状の特性を踏まえたきめ細かな就労支援を行う。

(4) 発達障害者・難病患者を雇い入れた事業主に対する助成の実施

発達障害者又は難病のある者を雇い入れ、適切な雇用管理等を行った事業主に対する助成を実施する。

III 障害者の雇用を促進するためのテレワークの推進

1 障害者の雇用を促進するためのテレワークの推進（一部再掲）

障害者の雇用を促進するためのテレワークの推進を図るため、テレワークによる勤務の理解促進・周知のためのフォーラムを開催するとともに、テレワークの形式で障害者をトライアル雇用する場合、最長6か月までトライアル雇用期間を延長可能とする。

IV 公務部門における障害者の雇用促進・定着支援の推進

1 公務部門における障害者の雇用促進・定着支援の推進

公務部門における雇用する障害者の定着支援を引き続き推進するため、ハローワーク等に配置する職場適応支援者を配置し、各府省に出向き、職場適応に課題を抱える障害者や各府省の人事担当者等に対して、必要な助言を行う。

また、厚生労働省においても、障害特性に応じた個別支援、障害に対する理解促進のための研修等を行う。

V 障害者の職業能力開発支援の強化

1 職業能力開発校（一般校）における精神障害者等の受入体制の整備（再掲）

2 障害者職業能力開発校における特別支援障害者に重点を置いた職業訓練の推進

障害者職業能力開発校において、「職業訓練上特別な支援を要する障害者」を重点的に受け入れ、障害特性に応じた職業訓練を実施するとともに、老朽化等により訓練生の安全や校舎の維持管理面で緊急性の高い施設整備を実施する。

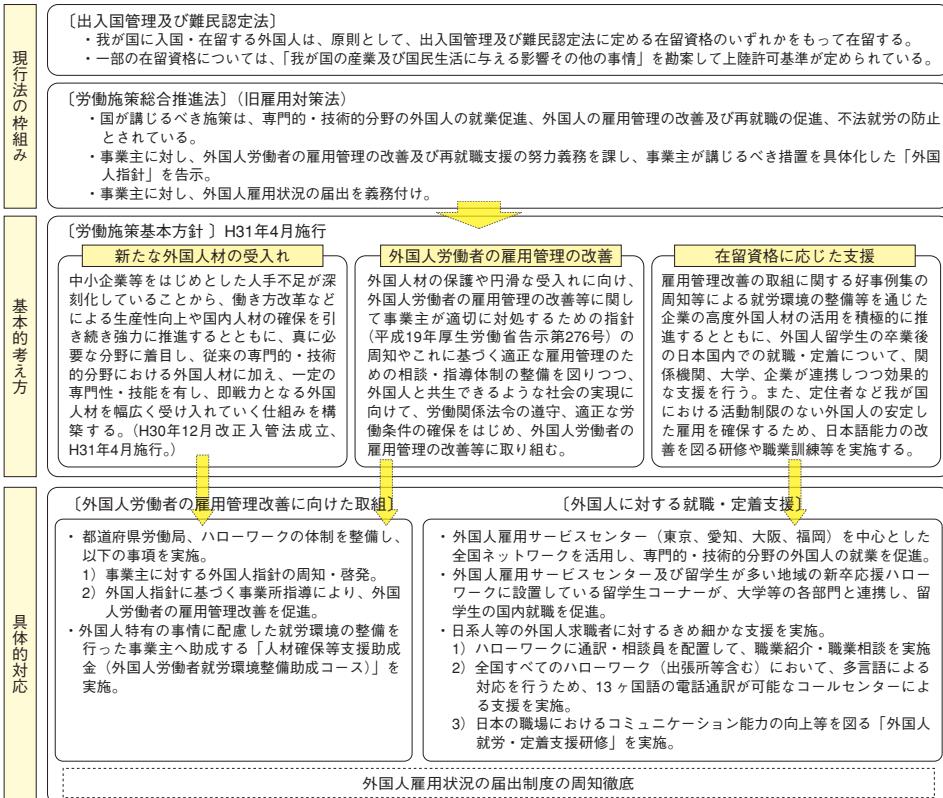
3 障害者の多様なニーズに対応した委託訓練の実施

企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等多様な訓練資源を活用し、障害者が住む身近な地域で多様な職業訓練を実施する。

外国人雇用対策

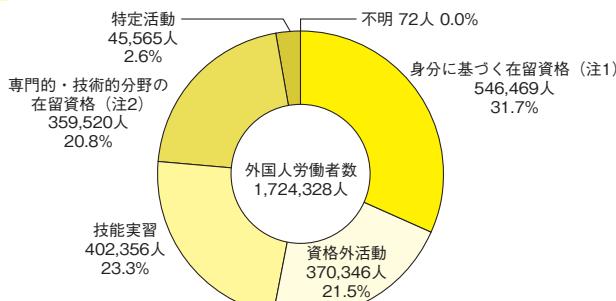
概要

外国人雇用対策の基本的な考え方



詳細データ

在留資格別外国人労働者の割合



資料出所：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」（令和2年10月末）

(注1) 「身分に基づく在留資格」には、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」が該当する。

(注2) 「専門的・技術的分野の在留資格」には、「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職1号・2号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内勤勤」、「興行」、「介護」、「特定技能」が該当する。

地域雇用対策

概要

地域雇用対策の概要

現状

- 雇用失業情勢の悪化が懸念
 - ・全国的な雇用失業情勢は昨年までは改善傾向にあったが、令和2年以降、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しさがみられる状況。
- 全国的な人口減少傾向、東京圏在住者の地方移住への関心の高まり
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響等により東京圏在住者の地方移住への関心は増加傾向。

主な施策

【地方に魅力的な雇用の場をつくる取組への支援】

- 地域雇用開発助成金（令和3年度予算額 17.5億円）
 - 雇用機会の著しく不足する地域等において、事業所の設置・整備と求職者の雇入れを行う事業主に対して助成（地域雇用開発促進法に基づく事業）
- 地域雇用活性化推進事業（令和3年度予算額 14.2億円）
 - 雇用機会の不足する地域等において、地域の特性を生かした「魅力ある雇用」や「それを担う人材」の維持・確保等の取組を、市町村を中心とした地域の協議会に対して委託（地域雇用開発促進法に基づく事業）
- 地域活性化雇用創造プロジェクト（令和3年度予算額 103億円）
 - 産業政策と一緒にとなって良質で安定的な雇用機会の確保に取り組む都道府県に対して補助

【地方へのUIJターンの支援】

- 地方就職希望者活性化事業（令和3年度予算額 6.2億円）
 - 潜在的地方就職希望者の掘り起こし、地方就職への動機付け、地方求人とのマッチング支援等を実施
- 中途採用等支援助成金（UIJターンコース）
 - （令和3年度予算額 1.7億円）
 - 東京圏からのUIJターン者を採用した事業主に対して採用活動経費を助成

【その他】

- 事業復興型雇用確保事業（令和3年度予算額 制度要求）
 - 東日本大震災の被災地において、被災求職者を雇い入れた中小企業等に対する助成（復興特会）
 - （令和元年度実績：支給労働者数3,305人、事業額12.7億円）

雇用保険制度

概要

1. 雇用保険は政府が管掌する強制保険制度である（労働者を雇用する事業は、原則として強制適用）。

[適用事業所：227万所、被保険者：4,413万人、受給者実人員：40万人（令和元年度平均）]

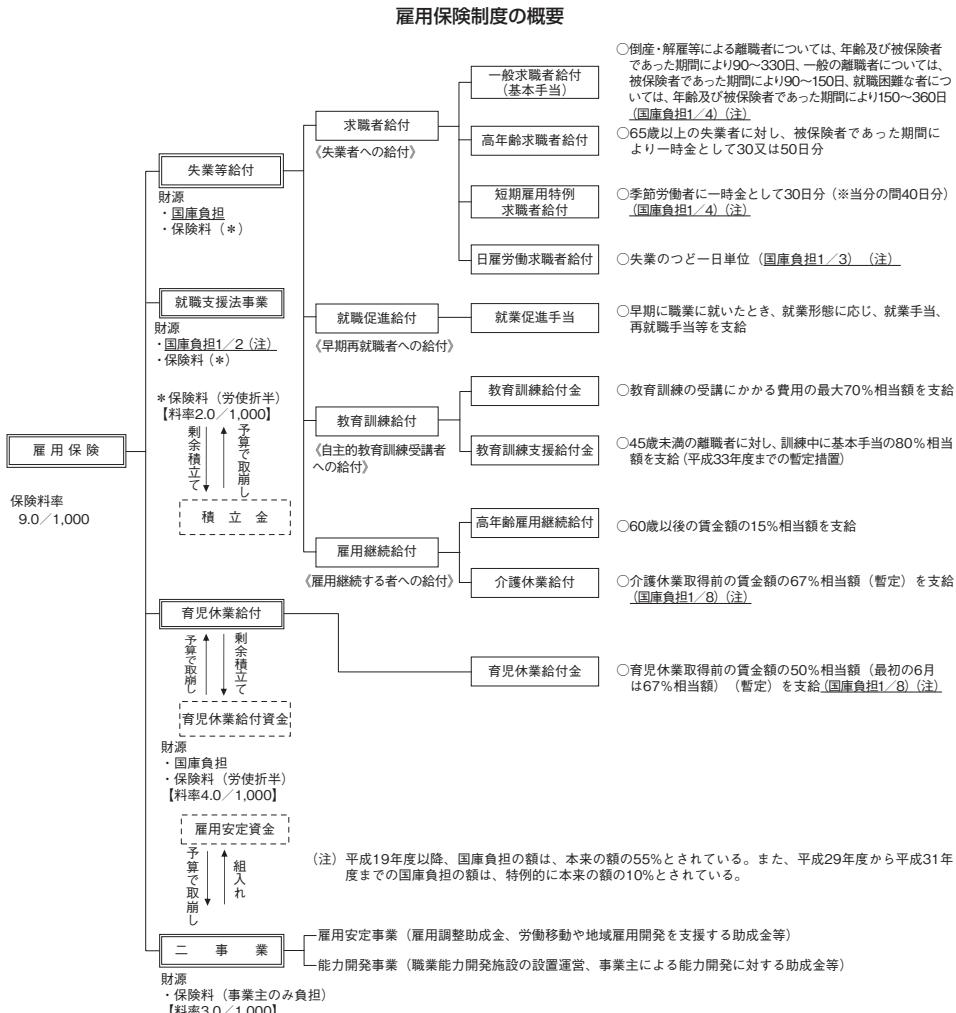
2. 雇用保険は、

①労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合、労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合及び労働者が子を養育するための休業をした場合に、生活及び雇用の安定と就職の促進のために失業等給付及び育児休業給付を支給するとともに、

②失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図るための二事業を行う、

雇用に関する総合的機能を有する制度である。

雇用保険制度の概要



詳細データ① 失業等給付関係収支状況

(単位：億円)

| | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度予算 |
|--------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 収 入 | 18,083 | 18,197 | 15,117 | 10,881 | 11,242 | 11,467 |
| うち 保険料収入 | 16,551 | 16,771 | 13,746 | 10,587 | 10,879 | 11,164 |
| うち 失業等給付に係る国庫負担金 | 1,252 | 1,261 | 1,226 | 184 | 208 | 252 |
| うち 就職支援法事業に係る国庫負担金 | 63 | 53 | 43 | 5 | 5 | 6 |
| 支 出 | 16,118 | 16,523 | 16,311 | 16,402 | 17,155 | 20,649 |
| (うち 失業等給付費) | 14,608 | 15,030 | 14,838 | 14,988 | 15,727 | 18,550 |
| (うち 就職支援法事業) | 350 | 279 | 231 | 191 | 156 | 169 |
| 差 引 剰 余 | 1,965 | 1,674 | ▲1,194 | ▲5,521 | ▲5,913 | ▲9,183 |
| 積 立 金 残 高 | 62,586 | 64,260 | 63,066 | 57,545 | 51,632 | 42,450 |

- (注) 1. 令和元年度の「支出」には、予備費（元予算：420億円）が計上されている。
 2. 積立金残高には、当該年度の決算の結果、翌年度において積立金として積み立てるべき金額が含まれている。
 3. 数値は、それぞれ四捨五入している。

詳細データ② 雇用保険二事業関係収支状況

(単位：億円)

| | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度予算 |
|-------------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 収 入 | 5,996 | 6,149 | 5,359 | 6,245 | 5,892 | 5,787 |
| 支 出 | 3,711 | 3,894 | 4,366 | 4,517 | 4,796 | 6,297 |
| 差 引 剰 余 | 2,284 | 2,255 | 992 | 1,729 | 1,096 | ▲510 |
| 安 定 資 金 残 高 | 8,329 | 10,584 | 11,576 | 13,305 | 14,400 | 13,890 |

- (注) 1. 安定資金残高には、当該年度の決算の結果、翌年度において雇用安定資金として組み入れるべき額が含まれている。
 2. 数値は、それぞれ四捨五入している。

雇用対策

概 要

近年の雇用対策の概要

| | |
|---|--|
| 1 緊急雇用開発プログラム（平成10年4月、予算495億円） | |
| ⇒雇用安定、人材育成 ・雇用開拓助成金 ・特定求職者雇用開拓助成金) 抵触等 （cf総合経済対策、予算規模約16兆円） | |
| 2 雇用活性化総合プラン（平成10年11月、予算1兆円規模【15か月】） 【100万人規模の雇用の創出・安定を目指す】 | |
| ⇒雇用創出・労働移動支援 ・中小企業雇用創出人材確保助成金 ・緊急雇用創出特別奨励金) 創設 ・中高年労働移動支援特別助成金 （cf緊急経済対策、予算規模17兆円超） | |
| 3 緊急雇用対策（平成11年6月、予算3,299億円） | |
| ⇒中高年の非自発的失業者に焦点を当て、雇用機会の創出を最大の柱とした緊急の対策 【70万人を上回る規模の雇用・就業機会の増大】 ・新規・成長分野雇用創出特別奨励金の創設 ・人材移動特別奨励金の創設（中高年労働移動支援特別助成金を抜本的に拡充） ・緊急地域雇用特別交付金の創設 | |
| 4 経済新生対策における雇用対策（平成11年11月、予算1兆円規模【15か月】） | |
| ⇒中小企業の創業支援による雇用の創出・安定、大規模なリストラの実施により影響を受ける地域における雇用対策 ・中小企業地域雇用創出特別奨励金) 創設 ・特需地域・下請企画業雇用創出奨励金 （cf経済新生対策、予算規模18兆円超） | |
| 5 ミスマッチ解消を重点とする緊急雇用対策（平成12年5月） 【35万人程度の雇用・就業機会の増大の現実化】 | |
| ⇒成長産業に必要な人材の早期育成、就職促進 ・情報通信技術や人間関係分野の職業訓練 ・新規・成長分野雇用創出特別奨励金) 拡充 ・学卒未就職者の採用後の能力開発の創設等 | |
| 6 日本新生のための新発展政策における雇用対策（平成12年10月） | |
| ⇒IT革命の飛躍的推進等4分野に重点を置いた新発展政策 ・IT化に対する統合的な職業能力開発制度の推進 ・技術就業を通じた中高年齢者の就業機会の開拓や高年齢者のミスマッチ解消のための職場のバリアフリー化推進事業の創設 （cf日本新生のための新発展政策、予算規模11兆円程度） | |
| 7 緊急経済対策における雇用対策（平成13年4月） | |
| ⇒雇用の創出とセーフティネット ・緊急雇用創出特別奨励金、新規・成長分野雇用創出特別奨励金の拡充措置等の延長 ・中高年ホワイトカラーワーカー向け訓練コースの充実やIT関連の能力開発・人材育成の推進 ・地方創出特別交付金の実行 ・じこじ業者ネットの充実 ・雇用対策法等の改正法案の第151回通常国会での成立 | |
| 8 総合雇用対策（平成13年9月、予算8,771億円） | |
| ⇒雇用の安定確保と新産業創出 雇用の受け皿整備 雇用のミスマッチの解消 ・「じこじ業者ネット」の拡充や「ハローワークインターネットサービス」の提供求人を全国に拡大するなど求人情報の積極的提供、 ・ハローワークの運営時間の延長 ・キャリア・コンサルタントの養成等による能力・年齢のミスマッチの解消 ・国民教育訓練機関等の民間活動を活かした多様な能力開発機会の確保・創出 セーフティネット ・新規地域雇用創出特別交付金の拡充 ・雇用対策法等に対する生活賃貸付制度の創設 ・訓練延長賃貸付制度の拡充 ・省営宿舎等に対する生活賃貸付制度の創設 | |
| 9 改革加速のための総合対応策における雇用対策（平成14年10月） | |
| ⇒雇用のセーフティネットの拡充 不負債処理の加速への対応 不負債処理就業支援特別奨励金の創設 新たな雇用創出 ・地域中高年雇用創出特別奨励金の創設 雇用保険制度の見直し 離職者に対する対応 「産業再生・雇用対策戦略本部」の設置 | |
| 10 改革加速プログラムにおける雇用対策（平成14年12月、予算5,130億円） | |
| ⇒経済・社会構造の変革に備えた雇用のセーフティネットの構築 雇用再創出集中支援事業の創設 ・不負債処理就業支援特別奨励金の拡充 早期再就職者支援基準事業の創設 市場に適応する人材の育成の支援やマッチング機能の強化 ・早期再就職者支援基準による就職支援の実施 ・雇用関係機関の協同の提供 新たなる雇用の創出及び雇用の安定確保 ・雇用保険制度の見直し ・離職者に対する対応 ・受給者名簿の新規登録制度の創設 ・緊急地域雇用創出特別交付金事業の拡充・効率的活用 雇用対応ワーキングエリートの実現に対する助成措置の拡充 雇用環境が特に厳しい地域での就職支援の強化 離職者に対する生き残り対応 | |

| 11 成長力強化への早期実施策における雇用対策（平成20年4月） | |
|---|--|
| ⇒新雇用戦略 －「全員参加の社会」の実現を目指して－ | |
| 若者の自立支援策 | |
| ・「アドバイス等による雇用促進策」 →一歩等の自立支援の充実 ・ジョブ・カード制度の整備・充実 女性の就業希望者の実現策（女性）：最大の万人の就業増（25～44歳女性） ・扶養料金の支給と併せて震災支援 ・仕事と家庭の両立支援 ・再就職・企業・組織就業支援の充実 いくつになっても働く社会の実現：目標で100万人の就業増（60～64歳） ・扶養料金の支給と併せて高齢者雇用の促進 ・「田舎世代プロジェクト」の推進 ・多様な形態の就業による高齢者の生きがい対策の推進 「被災から雇用へ」推進計画策定 安定した雇用・生活の実現・安心・納得して働くことのできる環境整備 | |
| 12 安心実現のための緊急総合対策における雇用対策（平成20年8月） | |
| 平成20年度第1次補正予算99.4億円 | |
| ⇒非正規雇用対策等の推進 | |
| 非正規雇用対策等の推進 | |
| ・訓練期間中の生活保障給付（月10万円）の創設等 ・非正規労働者等支援センター（以下キャリアアップハローワーク）（3か所）の設置 | |
| 中小企業の雇用維持助成金 | |
| ・中小企業の雇用維持助成金（中小企業緊急雇用安定助成金の創設） 女性・高齢者・障害者の就業支援及び介護サービスの確保 | |
| ・扶養料金の支給と併せて被災者扶養料金（以下「扶養金」）を10か所増設 扶養求職者扶養料金（以下「扶養金」）のメニューに65歳以上の高齢者を追加するほか、65歳以上の高齢者を試験的に雇用する事業主に対する支援を実施 ・特需金の支給期間の延長（1年～1年半） ・障害者等支援費の拡充（227人～287人） ・介護人材確保強化選定基準支援助成金（介護業務未経験者を雇入れた事業主へ50万円助成）の創設 (d)安心実現のための緊急総合対策、予算規模14兆円程度) | |
| 13 生活対策における雇用対策（平成20年10月） | |
| 平成20年度第2次補正予算2,505億円、平成21年度予算（追加要求分）約300億円 | |
| ⇒生活者の暮らしの安心 | |
| 家計緊急支援策 | |
| ・雇用保険の保険料引下げ等に向けた取組（1.2～0.8%） | |
| 雇用セーフティネット強化対策 | |
| ・年賃フリーターアップのための特別奨励金の創設（中小企業100万円、大企業50万円） ・扶養料金の支給と併せて被災者扶養料金（以下「扶養金」）を10か所増設 | |
| ・訓練期間中の生活保障給付の充実（10～12万円等） ・中小企業緊急雇用安定助成金（雇用調整助成金の充実（中小企業の助成率2/3～4/5） ・小さなと雇用再開扶助交付金の創設（2,500万円） 生活保護対策 | |
| ・介護人材確保強化選定基準支援助成金の拡充（年長フリーターアップの雇入れ50～100万円） ・介護労働者扶養料金の充実（扶養金の1/2を助成） ・障害者雇用ファースト・スマップ奨励金の創設（障害者の初めての雇入れ100万円支給） (d)生活対策、予算規模32兆円程度) | |
| 14 生活防衛のための緊急対策における雇用対策（平成20年12月） | |
| 平成20年度第2次補正予算1,542億円、平成21年度予算（追加要求分）約1,300億円 | |
| ⇒雇用機会の確保と離職した人に対する住宅・生活支援 | |
| 住宅・生活対策 | |
| ・住宅の賃貸与事業主への助成（月4～6万円、6ヶ月まで）や住宅・生活支援の資金貸付（最大186万円）及び雇用促進住宅の最大限の活用 | |
| 雇用対策 | |
| ・雇用調整助成金の拡充（大企業の助成率1/2～2/3） ・自己負担（派遣労働者を雇入いた事業主への賃貸金の創設（中小企業100万円、大企業50万円） 再就職支援 | |
| ・緊急雇用創出事業の創設（1,500億円） ・離職者訓練の実施規模の拡充、安定雇用に向けた長期間訓練の実施（最長2年間） 内定取扱い対策 | |
| 雇用保険制度の機械化化 | |
| (d)生活防衛のための緊急対策、予算規模64兆円程度) | |
| 15 経済危機における雇用対策（平成21年4月） | |
| 平成21年度第1次補正予算2兆5,128億円 | |
| ⇒非正規労働者等に対する新たなセーフティネットの構築、雇用の維持、雇用機会の創出などの推進 | |
| 雇用調達助成金の拡充等 | |
| ・解雇等を行わない場合の助成率の上乗せ（中小企業4.5～9/10、大企業2/3～3/4） ・解雇等を行わない日数（200日）の撤廃 | |
| 再就職支援・能力開発対策 | |
| ・「就労人材育成・就職支援基金」による職業訓練、再就職、生活への統合的な支援（訓練期間中の生活保障（月10～12万円の給付及び月8万円までの扶助料金）の充実） ・職業能力開発支援の拡充・強化 ・障害者の雇用対策 ・ハローワーク機能の抜本的強化等 | |
| 雇用対策 | |
| ・緊急雇用創出事業の積み増し等 派遣労働者保険対策・内定取消し対策・外国人労働者支援等 ・派遣切りの防止など労働者保護の強化等 ・内定取消し対策 ・外国人労働者への支援 | |
| 住宅・生活支援等 | |
| ・雇用と住居を失った者に対して、住居の確保の支援、継続的な生活相談・支援と併せて生活費の貸付け等 (つなぐ資金（最大10万円）、生活費（最大1年間、月20万円以内）の貸付け、住宅料当（最大6ヶ月間）の支給等) | |
| 16 緊急雇用対策（平成21年10月） | |
| ⇒「緊急的な支援措置」と「緊急雇用創造プログラム」 | |
| 緊急的な支援措置 | |
| ・貧困・困窮者 ・扶養・扶助の強化（「インストップ・サービス」など支援体制の強化）、新卒者支援（「高卒・大卒就職ジョブサポーター」の緊急配備） ・雇用維持の強化（雇用保険料の支給要件緩和等） ・雇用保険制度の改革（「扶養料金の支給要件緩和等」） ・扶養料金の支給（扶養料金の拡充）の推進 ・介護施設等で働きながら研修を受け資格取得（介護福祉士、ホームヘルパー2級）ができる仕組みを創設 ・「緊急雇用創出事業」、「ふるさと雇用再生特別基金事業」の運用改善、「緊急雇用創出事業」の前倒し執行等 | |

| |
|---|
| <p align="center">17 明日の安心と成長のための緊急経済対策における雇用対策（平成21年12月）</p> <p align="center">平成21年度2次補正予算5,984億円</p> |
| <p>⇒緊急対応策の強化、雇用戦略の推進</p> <p>雇用調整助成金の要件緩和</p> <p>・「生産性要件」について、現行要件に加え、赤字企業については、企業規模にかかわらず、「前々年比10%以上減」の場合も支給対象</p> <p>貧困・困難者支援の実施支援</p> <p>・「ワントップ・サービス・ディ」の実施支援、ハローワークのワントップ相談機能の充実（「住居・生活支援アドバイザー」を配置）</p> <p>雇用の活性化</p> <p>・「人材不足」、空き社員寮等の設置による「緊急一時宿泊施設」の設置等の系統的支援</p> <p>新卒者支援の強化</p> <p>・「高卒・大卒就職ジブリフェスティバル」の実施による新卒者増員</p> <p>未就職卒業者を扶助対象とする事業主支援による「新卒者体験雇用事業」の創設</p> <p>重点分野に対する就労支援の強化</p> <p>・介護、医療、農林、環境、エネルギー等の分野における新たな雇用機会の創出、地域ニーズに応じた人材育成を推進</p> |
| <p align="center">18 新成長戦略実現に向けた3段構成の経済対策（平成22年9月）</p> <p align="center">平成22年度経済危機対応・地域活性化予備費（雇用関連・厚労省分）1,176億円</p> |
| <p>⇒円高・デフレ状況に対する緊急的な対応（ステップ1）</p> <p>新卒者雇用に関する緊急対策</p> <p>・「3年内既卒者」を「トライアル雇用奨励金」、「3年内既卒者（新卒就）」採用拡大奨励金」</p> <p>・高卒・大卒就職ジブリフェスティバルの実施による「新卒就職促進会議」（1,753人）を設置</p> <p>雇用調整助成金の要件緩和</p> <p>・「青少年雇用扶助会確立指針」を改正し、「卒業後3年間の新卒就職」に盛り込む</p> <p>雇用前線・人材育成の支援</p> <p>・バーチャル・サポート・モデル事業の実施</p> <p>・重点分野雇用創造事業の拡充（1,000億円）</p> |
| <p align="center">19 円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策（平成22年10月）</p> <p align="center">平成22年度補正予算（雇用関連・厚労省分）3,170億円</p> |
| <p>⇒景気・雇用動向を踏まえた繰り返し的対応（ステップ2）</p> <p>新卒者・若年層支援の強化</p> <p>・「ジョブマーガー」の増員（1,753人→2,003人）</p> <p>・若年者等による現雇用に特例奨励金の拡充（25歳未満にも対象を拡大）</p> <p>雇用調整助成金の要件緩和</p> <p>・「新卒者雇用扶助会確立指針」を改正し、「卒業後3年間の新卒就職」に盛り込む</p> <p>雇用前線・人材育成の支援</p> <p>・バーチャル・サポート・モデル事業の実施</p> <p>・重点分野雇用創造事業の拡充（1,000億円）</p> |
| <p align="center">20 厳しい経済環境下における雇用・労働政策の推進（平成23年度予算での対応）</p> <p align="center">平成23年度予算（雇用関連・厚労省分）2,547億円</p> |
| <p>⇒「雇用戦略・基本方針2011」を踏まえた本格的な「雇用・人材戦略」の推進（ステップ3）</p> <p>雇用を「つなぐ」「創る」「守る」の3本柱</p> <p>雇用を「つなぐ」</p> <p>・新卒者雇用対策の推進（110億円）</p> <p>・トランボリニ型セーフティネットの確立</p> <p>・求職者支援制度の創設（775億円）</p> <p>・「バーチャル・サポートなどの推進</p> <p>雇用を「創る」</p> <p>・経済対策で拡充した重点分野雇用創造事業や、新設した成長分野等人材育成支援事業の効果的な実施</p> <p>雇用を「守る」</p> <p>・雇用調整助成金の活用</p> |
| <p align="center">21 東日本大震災の被災者の就労支援・雇用創出のための「日本はひとつ」しごとプロジェクト</p> |
| <p>⇒東日本大震災の被災者の就労支援や雇用創出の促進</p> <p>フェーズ1（4月15日頃）：まとめ・予算措置のない緊急総合対策</p> <p>復旧事業による確実な雇用創出</p> <p>・重点分野雇用創造事業の拡充（「震災対応分野」を追加、雇用期間の1年制限を廃止）</p> <p>・緊急雇用創出事業実施期間の拡充（雇用期間の1年制限を廃止）</p> <p>被災した方々とごくごくのマッチング体制の強化</p> <p>・「震災対応分野」の就労支援の強化</p> <p>被災した方々の雇用の継続・確保</p> <p>・雇用調整助成金の拡充（制度見直し）</p> <p>フェーズ2（4月27日取りまとめ）：第一次補正予算等を踏まえた対応。雇用関連・厚労省分1兆2,277億円</p> <p>復旧事業による確実な雇用創出</p> <p>・雇用創出事業の拡充（500億円）</p> <p>被災した方々の雇用の継続・確保</p> <p>・被災した方々を雇入れる企業への助成の拡充</p> <p>・避難所等の利用の維持・生活の安定</p> <p>被災した方々の雇用の継続・確保</p> <p>・雇用保険の拡充（1,000億円）</p> <p>・雇用保険の延長給付の拡充（2,941億円）</p> <p>フェーズ3（5月10日頃）：まとめ・第二次補正予算等を踏まえた対応。雇用関連・厚労省分3兆9,923億円</p> <p>・雇用振興・雇用対策の一体制化</p> <p>・「震災復興型雇用創出事業」「生涯現役・全民参加・世代継承型雇用創出事業」の創設（1,510億円）</p> <p>復興支援による雇用創出</p> <p>・被災した方々の雇用の継続・確保</p> <p>・被災した方々のニーズ等に対する具体的な訓練規程の拡充（151億円）</p> <p>・新卒者就職実現プロジェクトの被災者特例の延長等や、ジョブマーガーの増員等による新卒者支援の更なる強化（237億円）</p> <p>・雇用保険の給付の延長（制度見直し）</p> |
| <p align="center">22 円高への総合的対応策～リスクに強靭な社会の構築を目指して～（平成23年10月）</p> <p align="center">平成23年度第3次補正予算3,925億円</p> |
| <p>⇒急速な円高の進行による景気下振れリスクや産業空洞化リスクに先手を打った対応</p> <p>震災及び円高の影響による事業者の雇用創出会社の支援</p> <p>・重点分野雇用創出事業の基金を2,000億円程度増し、拡充した事業の対象期間を平成23年度末まで延長</p> <p>震災や円高の影響を受けたへの早期支援</p> <p>・「震災対応型雇用創出事業」（2,000億円）</p> <p>復興支援による雇用創出</p> <p>・被災した方々の雇用の継続・確保</p> <p>・被災した方々のニーズ等に対する具体的な訓練規程の拡充（151億円）</p> <p>・新卒者就職実現プロジェクトの被災者特例の延長等や、ジョブマーガーの増員等による新卒者支援の更なる強化（237億円）</p> <p>・雇用保険の給付の延長（制度見直し）</p> <p>・公的職業訓練の拡充（制度見直し）</p> <p>・成長分野雇用創造事業の拡充（制度見直し）</p> |

| |
|---|
| <p>23 日本再生加速プログラム～経済の再生と被災地の復興のために～（平成24年11月）</p> <p>経済危機対応・地域活性化予備費等の活用（雇用関連分：厚労省）</p> |
| <p>⇒景気悪化懸念に対応し、日本再生と復興を加速</p> <p>第1擇（平成24年10月26日閣議決定と合わせて実施） 成長分野における就正規雇用労働者も含めた人材のキャリアアップ支援 ・日本再生人材育成支援事業の創設（緊急人材育成・就職支援基金の活用）（制度要求）</p> <p>第2擇（平成24年11月30日閣議決定） 雇用情勢への的確な対応 ・重点分野雇用創出事業の拡充（800億円）</p> |
| <p>24 日本経済再生のための緊急経済対策（平成25年1月）</p> <p>平成24年度補正予算（雇用関連分：厚労省）2,100億円</p> |
| <p>⇒日本経済再生に向けた取組の第1弾</p> <p>被災者の一時的な雇用の確保 ・震災等緊急雇用対応事業の拡大・延長（500億円）</p> <p>被災地での安心的な雇用の創出 ・被災地の雇用創出事業の延長（制度要求）</p> <p>若年者の人材育成の推進 ・若年育成支援事業の創設（600億円）</p> <p>地域の雇用創出 ・起業者等地域雇用創出事業の創設（1,000億円）</p> <p>成長分野における雇用創出 ・日本再生人材育成支援事業の創設・拡充（制度要求）</p> <p>労働移動支援助成金の拡充（制度要求）</p> |
| <p>25 好循環実現のための経済対策（平成25年12月）</p> <p>平成25年度補正予算（雇用関連分：厚労省）</p> |
| <p>⇒デフレ脱却と経済再生への道筋を確かなものに</p> <p>競争力強化策 ・失業なき労働移動の促進（44億円）</p> <p>女性・若者・高齢者・障害者向け施策 ・地域人づくり事業の創設（1,020億円）</p> <p>・地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（1,270億円）</p> <p>・民間人材ビジネスの活用による労働市場の機能強化（50億円）</p> <p>・若年育成支援事業の推進（35億円）</p> <p>復興・防災・安全対策の加速 ・産業政策と一緒にとなった被災地の雇用支援等（448億円）</p> |
| <p>26 地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策（平成26年12月）</p> <p>平成26年度補正予算（雇用関連分：厚労省）</p> |
| <p>⇒経済の脆弱な部分に的を絞ったヒート感ある対応</p> <p>「ま・じ・こ・じ」として創生総合戦略」に含まれる施策の先行的実施 ・地域しごと支援事業の実施 （地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）（内閣官房・内閣府）1,700億円の内数）</p> |
| <p>27 一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策（平成27年11月）</p> <p>平成27年度補正予算（雇用関連分：厚労省）</p> |
| <p>⇒包摂と多様性がもたらす持続的な成長、最重要課題への対応による好循環の強化</p> <p>結婚・子育ての希望実現の基礎となる若者の雇用安定・待遇改善 ・3年内に既卒者等採用用意雇用開拓基金の創設（制度要求）</p> <p>・非正規雇用労働者の正社員転換等の促進（制度要求）</p> |
| <p>28 未来への投資を実現する経済対策（平成28年8月）</p> <p>平成28年度第2次補正予算（雇用関連分：厚労省）</p> |
| <p>⇒民需主導の持続的な経済成長と一億総活躍社会の着実な実現</p> <p>一億総活躍社会の実現の加速 ・被災活躍連事業主に対する職場定着支援助成金の拡充（制度要求）</p> <p>・生活保護受給者等を雇う事業者への成績賞与の創設（制度要求）</p> <p>・扶養控除の拡充（制度要求）</p> <p>英国のEU離脱に伴うリスクへの対応や中小企業、地方等の支援 ・成長企業等への内済な労働移動のための支援の強化（制度要求）</p> <p>・地元における良質な雇用の創出等（30億円）</p> <p>熊本地震や東日本大震災からの復旧や復興対応の強化などの加速 ・地域雇用開拓開拓基金の拡充（制度要求）</p> |
| <p>29 新しい経済政策パッケージ（平成29年12月）</p> <p>平成30年度予算（雇用関連分：厚労省）</p> |
| <p>⇒人づくり革命の断行、生産性革命の実現</p> <p>リカレント教育など個人の伸び直しへの支援 ・専門実践教育訓練給付等による支援（159億円）</p> <p>・女性の活動促進に向けた職業能力開発の推進（502億円）</p> <p>生産性革命の実現 ・第4次産業革命に対応した人材育成・人材投資の抜本拡充（55億円）</p> <p>・若者等に対する一貫した新たな能力開発等（381億円）</p> <p>雇用吸収力・附加価値の高い「産業への転職」再就職支援 ・起業・再就職の拡大に向けた見えな化の推進（49億円）</p> <p>・転職・再就職の拡大に向けたマッチング機能の充実（27億円）</p> <p>・ハローワークにおけるマッチング機能の充実</p> |
| <p>30 安心と成長の未来を拓く総合経済対策</p> <p>令和元年度補正予算</p> |
| <p>⇒Society5.0の実現に向けた国民各層の未来へのチャレンジをさらに加速し、経済の力強い成長軌道を確実なものに</p> <p>経済の下振れリスクを乗り越えようとする者への重点支援 ・求職者支援・就業支援等による支援</p> <p>・技能実習生適用に向けた中小企業等への支援・専門家活用支援</p> <p>・ハローワークによる職業氷河期世代支援の専門窓口を設置、担当者によるチーム支援を実施</p> <p>・トライアル雇用助成金（一般・マイリール・コス）の拡充</p> <p>・特定求職者雇用開拓助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コースの創設）</p> |

| 31 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策 令和2年度補正予算 |
|--|
| <p>⇒感染症の影響をしのぎ、その後のV字回復につなげ、日本経済を持続的な成長軌道へ戻す</p> <p>雇用の維持と事業の継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用調整助成金の拡充（令和2年4月1日から同年6月30日において、助成率を引き上げ、雇用保険被保険者も助成対象とする等） ・ハローワークにおける外国人労働者、事業主、非正規雇用労働者、就職支援又は住宅・生活支援を必要とする求職者等に対する相談支援体制などの強化 ・雇用保険を受給できない求職者を対象とする求職者支援訓練の拡充（対象者数の拡充等） |
| 32 国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策 令和2年度 |
| <p>⇒国民の命と暮らしを守る、そのために雇用を維持し、経済を回復させ、新たな成長の突破口を切り開く</p> <p>成長分野への円滑な労働移動等の雇用対策パッケージ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用調整助成金の特例措置等の延長・見直し ・出向元・出向先事業主への一括的な助成制度の創設（産業雇用安定助成金（仮称）） ・産業雇用支えセンターの一体制の拡充 ・雇用調整助成金の特例措置等を促進する都道府県の取組を支援 ・ニーズの変化に応じた教育訓練給付分科講座の見直し ・人材開発支援助成金による他業種転換支援、長期教育訓練休庭付与コースの要件緩和 ・雇用と働きの連携による就職困難者への力点分野別就職援助助成 ・就業支援訓練修了者に対する就業扶助金（トライアル雇用助成金） ・給付予定額を追じた正社員化に取り組む派遣先事業主への助成対象の拡充（キャリアアップ助成金） ・子育て中の女性等に対する仕事と家庭の両立ができる求人の確保 ・新規就業者に対する就業扶助金（トライアル雇用助成金）の対象及びチーム支援の実施 ・就農水河原世代支援対策専門部門の設置及びチーム支援の実施 ・外国人に対する就職支援の多言語対応等の推進 |